

岐阜県公報

第 二 千 二 百 六 十 号
平成 二 十 三 年 六 月 二 十 八 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 二二二二
- 第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更 (水産課) 二二二二
- 道路の区域変更 (道路維持課) 二二二三

選挙管理委員会告示

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更 (選挙管理委員会) 二二三四
- 個人演説会等を開催することができる施設の名称等の変更 (同) 二二三四
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し (同) 二二三五
- 農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定 (同) 二二三五
- 農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の名称等の変更 (同) 二二三六
- 農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定取消し (同) 二二三六

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 二二三七
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 二二三七
- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 二二三七
- 入会林野整備計画書の縦覧 (森林整備課) 二二三八
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 二二三八

正 誤

恵那市の区域内の町及び字の区域及び名称変更中訂正 (市町村課) 二二四〇

告示

岐阜県告示第三百七十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	配給会社名等
映画	美女妻クワン 秘密の癒し	オーピー映画
	空に映く愛の地図	オーピー映画
	阿部定 ~最後の七日間~	新東宝映画
	ノーパップの奮 濡れたいの	オーピー映画

2 指定年月日

平成23年6月28日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百七十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住	漁業権の免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
------------	----------	-------	----------

所

土岐川漁業協同組合
瑞浪市土岐町六五六三番地の二

内共第三十七号

一 遊漁料の魚種及び額の変更		平成 二四・一
魚種	漁具・漁法	額
全魚種	手釣・竿釣	日年三、五 八五 円円

二 減免対象者の遊漁料の魚種及び額の変更

区分	魚種	額
中学生以下	全魚種	日年無 無料料
心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)又は七十五歳以上の者	全魚種	日年二、五 円円

三 現場加算料の額の変更

魚種	額
全魚種	五 円

禁止区域の新設

区域	期間	魚種
天生谷川の飛驒市河合町天生字かんざくれの堰堤(砂防整備台帳による整理番号一番昭和四十四年十一月二十九日竣工)より上流全域	一月一日から十二月三十一日まで	全魚種
菅沼谷の数河開拓水路取水頭首工より上流全域		

平成
二四・一

本巢郡北方町加茂字貴船 前三五九番二地先から 同 郡 同 町 同 字 宮 北 三四二番二地先まで		前 九〇〇 一八四	後 九〇〇 一〇・〇	六七〇 六七〇
---	--	-----------------	------------------	------------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更があったので、その旨を公表する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

名称の変更			
変	更	後	前
公益社団法人岐阜病院		社団法人岐阜病院	

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称等の変更について、次のとおり報告があったので、その旨を公表する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 名称等を変更した施設

市町村名	変更後の名称	収容人員	変更前の名称	収容人員
大垣市	大垣市中川ふれあいセンター ・ホール ・集会所（大） ・集会所（小） ・会議室（大）	398人 168人 84人 42人	大垣市中川ふれあいセンター ・ホール ・集会所 ・会議室（大）	398人 250人 42人
	大垣市上石津老人福祉センター ・集会所 ・健康生活相談室 ・研修室1 ・研修室2	60人 40人 35人 35人	大垣市上石津老人福祉センター ・研修室1 ・研修室2	36人 40人
	大垣市墨保老人福祉センター ・集会所 ・教養娯楽室	35人 35人	大垣市墨保老人福祉センター ・集会所1 ・集会所2 ・娯楽室	40人 40人 40人

2 所在地を変更した施設

市町村名	施設の名称	所在地		収容人員
		変更後	変更前	
大垣市	大垣市安井地区センター	大垣市東前3丁目10番地	大垣市東前3丁目10	360人

・和室		60人
三和交流センター ・大会議室 ・和室	美濃加茂市三和町川浦 2565番地	114人 40人
下米田交流センター ・大会議室 ・和室	美濃加茂市下米田町則光 182番地	100人 60人
牧野交流センター ・集会所 ・会議室 ・研修室	美濃加茂市牧野1941番地 1	100人 40人 16人

岐阜県農業振興委員会公告第百七十四号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催するに当たつては、施設の取扱いについて、次のとおり報告があつたのじの通知に係る。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県農業振興委員会
委員長 大 松 利 幸

名称等を変更した施設

市町村名	変更後の名称	収容人員	変更前の名称	収容人員
大垣市	大垣市中川ふれあいセンター ・ホール ・集会所（大） ・集会所（小） ・会議室（大）	398人 168人 84人 42人	大垣市中川ふれあいセンター ・ホール ・集会所 ・会議室（大）	398人 250人 42人

大垣市上石津老人福祉センター ・集会所 ・健康生活相談室 ・研修室1 ・研修室2	大垣市上石津老人福祉センター	60人 40人 35人 35人	大垣市上石津老人福祉センター ・研修室1 ・研修室2	36人 40人
大垣市豊保老人福祉センター ・集会所 ・教養娯楽室	大垣市豊保老人福祉センター	35人 35人	大垣市豊保老人福祉センター ・集会所1 ・集会所2 ・娯楽室	40人 40人 40人

岐阜県農業振興委員会公告第百七十五号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができ、施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があつたのじの通知に係る。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県農業振興委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設名称	所在地
大垣市	青臺公民館	大垣市青臺町1丁目787番地

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年六月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人結いネット
- 三 代表者の氏名 辻 哲夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町式之町二番一三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の自然と共生する環境に関心を

持つ全ての人に対して、地域の自然や文化への理解を深め、次世代に繋がる自然環境を健全に守り育てるための情報の作成、分析、発信し、県内外の人や組織と情報の交換をして交流を図ると共に、環境振興活動を高め、地域の資源の活用・開発・販売支援を行う。また、エコツリーゾムの推進等、観光や雇用、福祉や文化・教育課題によるまちづくり事業を通して、活力ある魅力的な地域社会づくりと、環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本人材交流再生機構

三 代表者の氏名 澤田 幸一

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市鉄砲町四二番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、現在社会問題化している自殺・ひきこもり・家庭内暴力・未婚率増加・失業・孤独死といった小児から成人に至るまでの人間活動におけるあらゆる問題に対応するため、自然豊かな国際都市「飛騨高山」を中心とした各種体験活動やふれあい交流活動、民間レベルでの社会教育の増進を図る活動を行い、「飛騨高山」を様々な問題を抱えた人々が心の豊かさを学び人生の再スタートを切る先進地とするともに、人的交流による過疎地域再生を行うことを目的とする。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類					施行に係る地区名	工事完了年月日
北	三	深	東	西	施行に係る地区名	工事完了年月日
洞	ツ	山	山	ヶ	西ヶ洞地区	平成一一・一二・二四
上	池	上	大	洞	東山大白地区	平成一五・一二・二二
地	下	地	白	地	深山上地区	平成二二・一一・一〇
区	地	区	地	区	三ツ池下地区	平成一一・九・三〇
					北洞上地区	平成二二・八・三一

県営ため池等整備事業

西ヶ洞上地区	平成一五・八・二〇
正願寺地区	平成二二・九・二九
会所洞地区	平成二二・一一・二〇
山田地区	平成一五・三・一九
谷山地区	平成一六・二・二〇
禅堂平地区	平成一四・一〇・三一

入会林野整備計画書の縦覧

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）第六条第一項の規定により、次の入会林野整備組合の整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により公示し、その整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

組 合 名	クツレ入会林野整備組合
事務所の所在地	下呂市小川一〇〇番地一
縦 覧 場 所	岐阜県林政部森林整備課 下呂市役所下呂振興事務所
縦 覧 期 間	平成二三・六・二八から 同 七・二八から

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
多治見市
 - 二 調査を行った地域
岐阜県多治見市坂上町（多治見1 4）
 - 三 調査を行った期間
平成十六年度から平成二十一年度
 - 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県多治見市（坂上町）の地籍図
岐阜県多治見市（坂上町）の地籍簿
 - 五 認証年月日
平成二十三年五月二十七日
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 平成二十三年六月二十八日
- 一 調査を行った者の名称
多治見市
 - 二 調査を行った地域
岐阜県多治見市明和町の一部（明和町2）
 - 三 調査を行った期間
平成十九年度から平成二十一年度
 - 四 地図及び簿冊の名称

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県多治見市（明和町の一部）の地籍図
 岐阜県多治見市（明和町の一部）の地籍簿
 五 認証年月日
 平成二十三年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町の一部（7区）（ ）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（付知町の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（付知町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市山岡町大字田代の一部（田代（4））

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（山岡町大字田代の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（山岡町大字田代の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市萩原町山之口の一部（カジャ5）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（萩原町山之口の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（萩原町山之口の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
揖斐郡大野町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野及び相羽の一部（相羽）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡大野町（大字黒野及び相羽の一部）の地籍図

岐阜県揖斐郡大野町（大字黒野及び相羽の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡富加町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡富加町羽生の一部（上羽生南）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡富加町（羽生の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡富加町（羽生の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十三年五月二十七日

正 誤

（原稿誤り）
平成二十三年六月十七日第二千二百五十七号 恵那市の区域内の町及び字の区域及び名称変更（岐阜県告示第三百六十三号）二百二頁下段本文前から三行目中「町の区域」は、「町及び字の区域」の誤り。

平成二十三年六月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

ブイ・アール・テクノセンター